

消費税対策 個川市プレミアム何商品等 を販売します

消費税率 10%への引き上げが家計に与える影響を緩和するとともに、市内における消費を喚起し、下支えするため、所得の少ない方および子育て世帯を対象に、「消費税対策砂川市プレミアム付商品券」を販売します。

販 売価格

20,000 円 (額面 500 円× 50 枚 25,000 円分)

※1 セット (販売価格 4.000 円 額面 500 円× 10 枚 5.000 円分) 単位の購入も可能です。

対象

【所得の少ない方】

次の①から④のすべてに該当する方

- ①平成31年1月1日時点で砂川市に住民登録のある方
- ②平成31年度(令和元年度)分の市民税が非課税の方
- ③平成31年度(令和元年度)分の市民税が課税されている方の配偶者や扶養 親族ではない方
- ④生活保護を受けていない方
- ※現時点で購入対象者であっても、市民税の課税状況が変更になった場合や、令和元年 10 月 1 日時点での生活保護受給の有無によっては購入対象者に該当しない場合もあります。

【子育て世帯】

次の⑦から②のいずれかに該当する方

- ⑦令和元年6月1日時点で砂川市に住民登録があり、平成28年4月2日から令和元年6月1日までに生まれた子が属する世帯の世帯主
- ②令和元年7月31日時点で砂川市に住民登録があり、同元年6月2日から 同元年7月31日までに生まれた子が属する世帯の世帯主



購入・使用の流れ

●申請書の提出(所得の少ない方のみ)。

対象となる可能性のある方には、7月中に「購入引換券交付申請書」を郵送します。申請書に必要事項を記入し、返信用封筒(切手不要)に入れて郵送または持参してください。対象となる可能性のある方で「購入引換券交付申請書」が送付されていない方はお問い合わせください。

▶申請受付期間 8月1日(木)~2月28日(金)

※子育て世帯については、申請の必要はありません。



2購入引換券が郵送されます。

【所得の少ない方】対象に該当する方には購入引換券を順次郵送します。ただし、申請した方で対象に該当しない方には「購入引換券不交付通知」を郵送します。

【子育て世帯】対象に該当する方で、⑦、①に該当する方は8~9月、⑪に該当する方は10月以降に購入 引換券を郵送します。お子さんが複数人いる場合は人数分の購入引換券が郵送され、人数分 の商品券を購入することができます。また、市民税が課税されている場合、生活保護を受け ている場合でも購入できます。

※二重交付や不正防止の観点から、災害(罹災証明書が発行されるもの)などの場合を除き、<u>購入引換券は再</u>発行しませんので、商品券購入時まで大切に保管してください。

❸商品券を購入

特設窓口で購入引換券を提示し、商品券を購入します。(最大5回に分けて購入可能)

- ▶販売期間 9月24日火~2月28日金
- ▶販売場所 市役所市民ギャラリー特設窓口
- ※健康保険証などの本人確認書類の提出を求める場合があります。
- ※領収書は発行しません。商品券の発行をもってかえさせていただきます。



4取扱店で使用。

取扱店で使用できます。商品券購入の際に「取扱店一覧表」をお渡しします。

- **▶使用期間** 10月1日(火)~3月15日(日)
- ※「消費税対策砂川市プレミアム付商品券」は、商工会議所が販売する「すながわ プレミアム商品券」の取扱加盟店(全店舗)でも使用できます。
- ※租税公課や保険料、たばこ、労務の提供など、商品券での購入、支払いができないものがありますので、お問い合わせください。また、取扱店が使用対象外としているものにつきましては、取扱店の方針に従ってください。
- ※商品券使用時、おつりは出ませんのでご注意ください。



留 意事項

- ●所得の少ない方・子育て世帯両方の対象に該当する場合は、どちらも購入できます。
- ●対象に該当する方は必ず購入できます(先着順ではありません)。
- ●配偶者からの暴力を理由に避難している方は、現在お住まいの市区町村で申請が可能です。詳細はお問い合わせください。
- ●外国語訳版(英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語)は市ホームページに掲載しています。



詐欺にご注意ください!

市職員や内閣府職員が、手数料などの振り込みやATMの操作をお願いしたり、訪問による個人情報の聞き取りをすることは絶対にありません。市職員や内閣府職員を騙る電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず市役所または砂川警察署(Tel 54-0110)にご相談ください。



問消費税対策砂川市プレミアム付商品券事業事務局(社会福祉係) IEL 54-2121